

京都文化芸術都市創生条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成18年5月15日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第12号

京都文化芸術都市創生条例の一部の施行期日を定める規則

京都文化芸術都市創生条例中第7条第3項及び第5項（審議会に関する部分に限る。）並びに第3章の規定の施行期日は、平成18年5月16日とする。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）